

八王子市地球温暖化防止活動推進員募集要項

1 趣旨

八王子市では、地球温暖化対策の推進を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 37 条第 1 項及び「八王子市地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱」（以下「要綱」といいます。）の規定に基づき、地球温暖化対策に関する知識の普及等の活動を行う方を「八王子市地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」といいます。）として委嘱することから、当該委嘱を希望する方を募集します。

2 推進員の活動内容

推進員は、次の各号に掲げる活動を行うものとします。

- (1) 自らの日常生活において地球温暖化防止のための取組を実践するとともに、その取組により、地球温暖化防止の実践を促すための普及啓発等を行うこと。
- (2) 八王子市地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」といいます。）、国、東京都又は市が実施する研修会、講演会等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努めること。
- (3) 推進員としての活動を通じて得た地球温暖化防止に関する情報、事例、意見等を、市及びセンターに提供すること。
- (4) 八王子市地球温暖化防止活動推進センター、国、東京都又は市センター等と連携協力し、地球温暖化対策に関する活動を行うこと。

3 応募要件

応募には、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意を有すること。
- (2) 年齢満 18 歳以上（令和 8 年 4 月 1 日時点）であること。
- (3) 市内において、上記 2 に規定する活動を行うことができること。
- (4) 要綱第 8 条の規定に基づく推進員名簿の公表等に同意すること。

4 委嘱期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間）

5 身分

推進員は、ボランティアとして活動を行うため、報酬の支給はありません。

6 応募方法

(1) 応募期間

令和8年2月16日(月)から令和8年3月2日(月)まで

(2) 提出書類・方法

八王子市地球温暖化防止活動推進員応募申込書（別添様式1）に必要事項を記入の上、郵送又はEメールにより、問合せ先まで提出してください。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しません。

(4) 問合せ先

八王子市環境部環境学習推進課（八王子市役所 本庁舎2階）	
住 所	〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話番号	042-620-7291
Eメール	b112600@city.hachioji.tokyo.jp

7 選考方法

推進員の選考方法は、書面審査及び面接により行います。なお、面接時に本人確認を行いますので、本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証または旅券、これらをお持ちでない方は6（4）の問合せ先までお問合せください。）をお持ちください。

8 選考結果

選考結果については、令和8年3月31日までに、応募者本人に通知します。

9 その他

推進員となった後、以下のいずれかに該当するときは推進員でなくなります。

- (1) 推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。
- (2) 本人から推進員を辞退する旨の申し出があったとき。
- (3) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (4) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき（要綱第10条の活動報告を行わない場合を含む。）。
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。